

別紙様式（第3関係）

アイヌ共用林野設定契約書

国（以下「甲」という。）と、共用者（以下「乙」という。）とは、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）及び農林水産省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第4号）並びにアイヌ施策推進法第16条第2項により適用される国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。）に基づき、下記条項を約定して、共用林野の設定について契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年12月12日

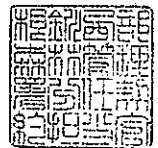
国

分任契約担当官

北海道釧路市千歳町6-11

根釧西部森林管理署長

梶岡 雅人

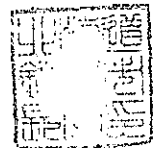


共用者

北海道釧路市黒金町7丁目5番地

北海道釧路市長

梶 名 下 也



記

- 共用林野の所在 北海道釧路市阿寒町
阿寒国有林 2082~2094 林班
- 共用林野の面積 3,028.15 ha（別紙、一覧表、図面のとおりに）
- 契約の存続期間 自 令和4年12月12日
至 令和6年 3月31日
- 採取することができる林産物の種類、数量及び採取方法

エゾイラクサ	年平均	約	4 g
ムカゴイラクサ	年平均	約	25 g
ヤマブドウ	年平均	約	40粒
エハ（ヤブマメ）	年平均	約	50粒
オオウバユリ	年平均	約	10 g

ガマ	年平均	約 0.4g
ニリンソウ	年平均	約 10g
ヒエ	年平均	約 10g
アワ	年平均	約 10g
フキ	年平均	約 10kg
コゴミ	年平均	約 2kg
ワラビ	年平均	約 2kg
キノコ各種	年平均	約 2kg
ヤナギ (枝)	年平均	約 300本
ミズキ (枝)	年平均	約 300本
キハダの実	年平均	約 2kg
ハギ (枝)	年平均	約 50本
エゾノウワミズサクラ (枝)	年平均	約 50本
トドマツ (枝)	年平均	約 100本
行者ニンニク	年平均	約 2kg
ササ	年平均	約 100本
ヨモギ	年平均	約 100本
イケマ根茎	年平均	約 20本

5 使用料 国有林野管理規程第64条に基づき免除とする

6 共用者の住所を有する区域及び共用者としての要件
 釧路市内に居住する者であって、林産物使用等を通じてアイヌ文化の保存・振興及び次世代への継承に資する意向のある者（名簿記載者）

7 特約事項 （別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり）

第1条 乙は、共用林野を釧路市アイヌ施策推進地域計画の記載事項に則り、使用しなければならない。

2 乙は、採取した林産物を釧路市アイヌ施策推進地域計画の記載事項に則り、使用しなければならない。

第2条 本契約は、甲が実地の指示をすることによって効力を生ずるものとする。

2 実地の指示は、乙が使用料及び延滞金を完納し、かつ、規則第43条の規定に基づく規約書の作成の協議が整った後に行うものとする。

第3条 乙は、甲の指示する箇所に共有林野の境界標及び下記の表示をした標識を設置しなければならない。

契約年月日、所在地、面積、林産物の種類、共用者の氏名、森林管理署所在地

第4条 乙は、共用林野の林産物の採取を開始するときは、文書をもって甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

2 乙は、林産物の採取が終わったときは、文書により採取した林産物の種類別数量を甲に申し出なければならない。

第5条 乙は、採取した林産物の数量が表記の数量に達しない場合があっても当該林産物の不足数量の補足を請求しないものとする。

第6条 乙は、共用林野については、以下の義務を負うものとする。

(1) 法第13条各号に掲げる事項

(2) 規則第17条、第33条及び第45条第1項に掲げる事項

第7条 甲は、国又は公共団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止することができる。

第8条 乙が共用林野に被害を及ぼしたときは、乙は甲に対し一切の責を負うものとする。

第9条 乙は、本契約の更新を受けようとするときは、存続期間満了の2ヵ月前までに書面をもって甲に申請しなければならない。

第10条 乙は、存続期間が満了したときは、速やかに文書をもって甲に共用終了を届けなければならない。

2 乙は、共用終了に際し、共用林野に設置した境界標その他の物件を収去しなければならない。

第11条 乙は、代表者を変更したときは、新代表者から文書をもって甲に届け出なければならない。

2 乙が前項に定める届出を怠ったため、甲が旧代表者に代理権があると信じてした行為については、新代表者はその責を負うものとする。

第12条 本契約に関連するアイヌ施策推進地域計画又はその記載事項が消滅したときは、甲は、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

第13条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

別紙

暴力団排除に関する特約事項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 乙が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 乙が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 乙が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 乙が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条、第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

アイヌ共用林野設定一覧表

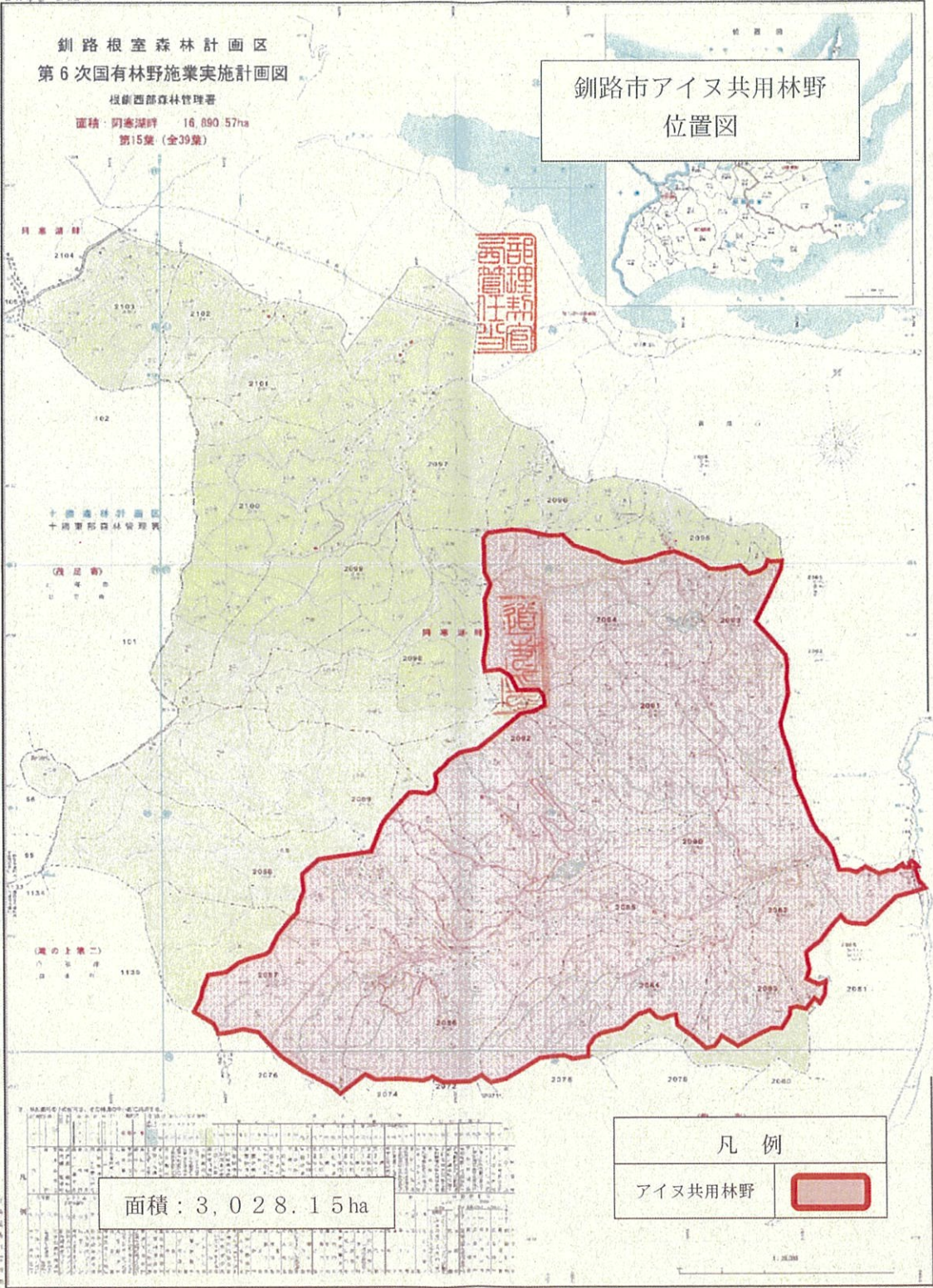
林班	総面積	控 除 地 面 積					設定面積	備考
		貸付地	分収 育林	分収 造林	その他	計		
2082	169.09	1.03			3.10	4.13	164.96	
2083	175.18				60.77	60.77	114.41	
2084	303.04				39.40	39.40	263.64	
2085	245.27				17.13	17.13	228.14	
2086	285.86				0.77	0.77	285.09	
2087	452.99				152.50	152.50	300.49	
2088	468.30				367.23	367.23	101.07	
2089	488.63				364.64	364.64	123.99	
2090	215.12				5.29	5.29	209.83	
2091	280.78				10.13	10.13	270.65	
2092	379.24				54.25	54.25	324.99	
2093	254.42	0.02			11.54	11.56	242.86	
2094	416.66				18.63	18.63	398.03	
計	4,134.58	1.05			105.38	1,106.43	3,028.15	

保 護 方 法 書

- 1 共用林野の周辺の要所には、火災、盗伐、誤伐、土地漫用等の加害行為の予防のため、適宜制札を設置するものとする。
- 2 山火事の予防及び消防については、次の方法を講ずるものとする。
 - (1) あらかじめ、山火事の予防及び消防に必要な組織並びに非常報告の方法を定め、根釧西部森林管理署長に届け出る。
 - (2) あらかじめ、山火事発生の際の消防団の出動に遺憾のないよう連絡をとっておく。
 - (3) 山火事を発見したときは、直ちに消化に努めるとともに根釧西部森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を報告する。
- 3 盗伐、誤伐、土地漫用等の被害発生のおそれがあると認めるとき又はその被害を発見したときは、根釧西部森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 4 有害動物及び有害植物の防除については平素注意を喚起し、その被害を発見したときは、その駆除に努めるとともに根釧西部森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 5 標識に異常があることを発見したときは、速やかに適切な措置をとるとともに、根釧西部森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 6 共用林野内の稚樹については、その保育に平素十分注意し特に産物採取・放牧の際はこれを損傷しないよう留意する。
- 7 地域住民の副産物採取のための入林については、共用林野の保護の万全を期する見地から市町村条例又は規約書により所要の取締りを行うものとする。
- 8 上記各項に掲げるもののほか根釧西部森林管理署長の指示に従うものとする。


釧路根室森林計画区
 第6次国有林野施業実施計画図
 根室西部森林管理署
 面積：阿寒湖群 16,890.57ha
 第15集(全39集)

釧路市アイヌ共用林野
 位置図



面積：3,028.15ha

凡例

アイヌ共用林野	
---------	---

共用者名簿

住 所	氏 名	生年月日 性別	
